

## 千葉市議会議員及び千葉市長の資産等報告書の閲覧の概要について

「千葉市議会議員の政治倫理に関する条例」及び「千葉市長の政治倫理に関する条例」に基づき、千葉市議会議員及び千葉市長の資産等報告書の閲覧を8月30日（月）から開始しますので、お知らせします。

### 1 対象者

議員（令和3年3月21日執行の千葉市議会議員若葉区選挙区補欠選挙で当選した議員）及び市長（その配偶者及び扶養する親族を含む）

### 2 閲覧に供する報告書

#### （1）資産等報告書

令和3年3月21日において有する資産等について、同日から起算して100日を経過する日までに議長に提出（市長は作成）する。

### 3 報告すべき資産等

- （1）土地
- （2）建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権
- （3）建物
- （4）預金及び貯金（普通預金及び普通貯金を含む。）
- （5）有価証券
- （6）自動車、船舶、航空機及び美術工芸品
- （7）ゴルフ場の利用に関する権利
- （8）貸付金
- （9）借入金

### 4 報告書の保存及び閲覧

- （1）保存期間 報告書を提出（作成）すべき期間の末日の翌日から起算して5年間
- （2）閲覧対象者 何人も閲覧できる
- （3）閲覧開始日 令和3年8月30日（月）
- （4）閲覧時間 9：00～17：15
- （5）閲覧場所 議員分については、議会事務局総務課（議事堂1階）  
市長分については、総務局総務部人事課コンプライアンス推進室（本庁舎2階）